

議案第 8 号

あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例及びあきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）により、栄養士法（昭和 2 2 年法律第 2 4 5 号）が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例及びあきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

（あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正）

第 1 条 あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成 2 5 年あきる野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 1 条第 1 3 項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」
を加える。

（あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6
年あきる野市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。